

歳出改革に関するプロジェクトチーム
(一般分野)説明資料
(抜粋)

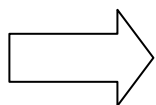
平成18年4月

文 部 科 学 省

教職員定数及び給与についての見直し方針

教職員定数関連(行革推進法案で規定)

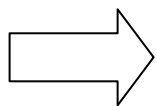
政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する教職員をいう。) その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。(行革推進法案(平成18年3月10日閣議決定)第55条第3項)



教育条件を悪化させることなく、標準法対象の教職員の自然減を図るとともに、その他の教育関係職員の純減を図る。

教職員給与関連(行革推進法案で規定)

政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和三十九年法律第二号)の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成十八年度中に結論を得て、平成二十年四月を目途に必要な措置を講ずるものとする。(行革推進法案(平成18年3月10日閣議決定)第56条第3項)



教員の勤務実態調査等を実施する。調査結果を踏まえ、教職員給与の在り方等の総合的な検討を行い、平成18年度中に結論を得る。

財務省配付資料（4月14日）について

配付資料の記述(P 5)

「義務教育に関する財政支出の状況」②義務教育費国庫負担金の状況

- 平成元年と平成16年を比較して、児童生徒1人当たりの義務教育費国庫負担金は

78%増加

	平成元年	平成16年	元年→16年
公立小中学校の児童生徒数 (A)	1,488万人	1,048万人	△ 30%
義務教育費国庫負担金予算額 (B)	2兆0,025億円	2兆5,128億円	+ 25%
(B) / (A)	13.5万円	24.0万円	+ 78%
教職員定数	76.2万人	70.3万人	△ 8%

文部科学省の分析結果

①給料のベースアップと平均年齢の上昇

42%増加

→基本的には他の公務員や民間も同様の傾向

	平成元年	平成16年
※小中学校教員		
平均年齢	39歳	→ 43歳
給料月額	28.1万円	→ 39.9万円
※一般行政職員		
平均年齢	40歳	→ 43歳
給料月額	26.5万円	→ 35.7万円
※民間(事務課長代理:規模500人未満)		
平均年齢	41歳	→ 43歳
給料月額	35.0万円	→ 45.6万円

②国民からの要請が強い少人数指導など

政策的に行った教職員定数の改善

33%増加

文部科学省の考え方

児童生徒1人当たりの負担金の**増加の原因の大半は、給料のベースアップ等の当然増と国民からの要請が強い少人数指導などによるもの**

(参考)

ちなみに、我が国の教育条件は、欧米の水準と比較してもまだ劣っており、教育条件の更なる向上が必要。

※教員一人当たり児童・生徒数の各国比較

(単位:人)

教員1人当たり児童生徒数	日本	米	仏	独	OECD 各国平均
初等学校	19.9	15.5	19.4	18.7	16.5
中等学校	15.7	15.5	13.7	15.6	14.3

(OECD「図表で見る教育2005」)

財務省配付資料（4月14日）について

配付資料の記述（P.9）

「地方一般行政職と小・中学校教職員の年齢別給料月額の比較」

- 教員の本給は一般行政職より 11%高い

（給料月額の比較）

一般行政職	358,852円・・・A
教員	399,842円・・・B

$$B/A = 11\%$$

- 年齢別で見ても、
教員の本給は一般行政職に比べて 全ての年齢層で高い

文部科学省の分析結果

- 教員の本給（本給＋諸手当）は 一般行政職よりわずか4%しか高くない

- ① 処遇を単純に比較するのであれば、少なくとも 本給と諸手当の合計額で比較すべき
- ② さらに、正しく同一条件で比較するには、平均年齢・学歴の違いの調整が必要

	平均年齢	学歴
一般行政職	42.4歳	大卒・短大卒63%, 高卒37%
教員	43.0歳	大卒・短大卒100%

- 同一条件で比較すれば、優位性はわずか2%

（給与月額の比較）

一般行政職	442,781円 (100)
教員	451,974円 (102)
警察官	520,145円 (118)

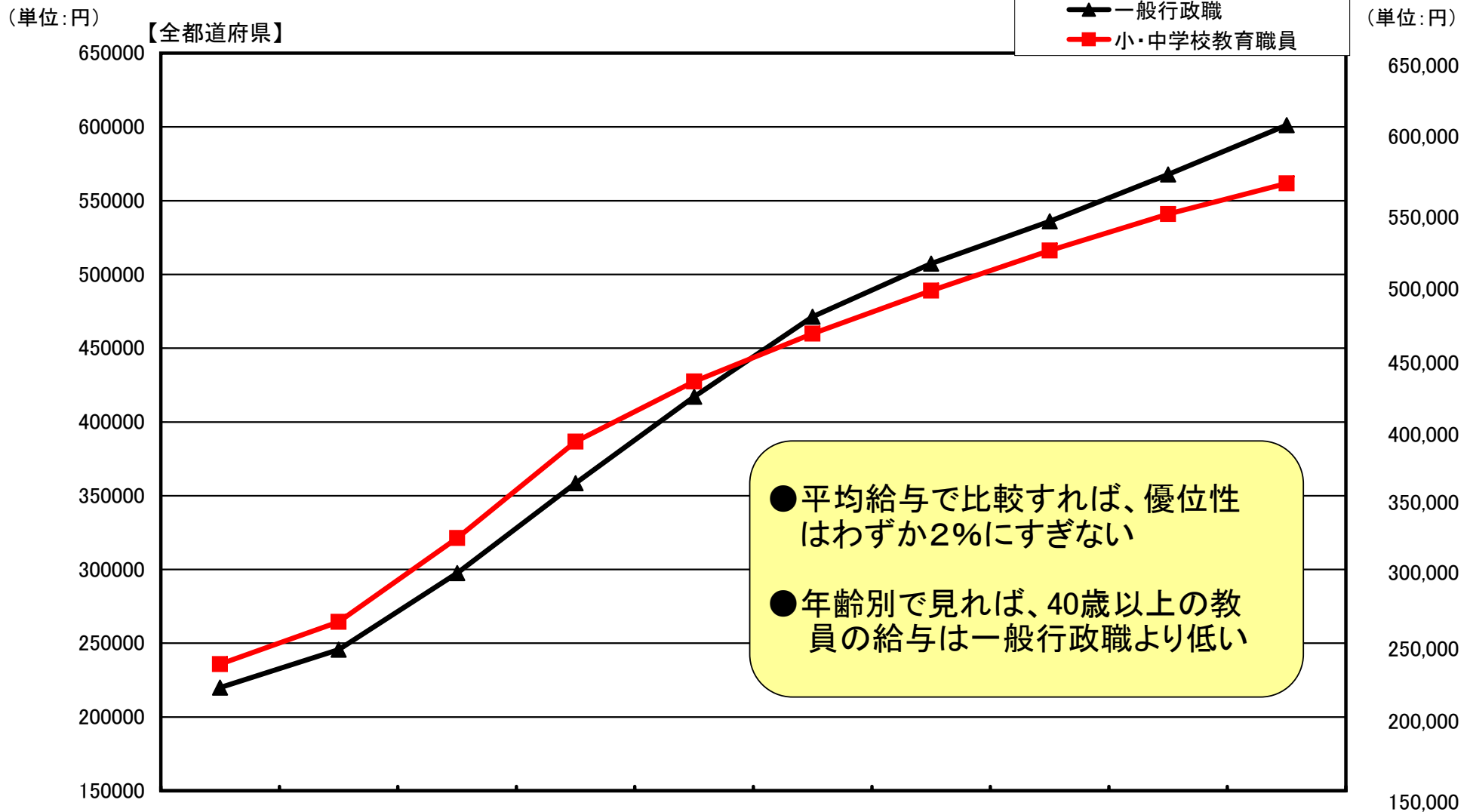
（警察官は同一条件で18%高い）

- 年齢別で見ると、
40歳以上の教員の本給は一般行政職より低い

文部科学省の考え方

- 教員の一般行政職に対する給与の 優位性はわずか2%である。
- このような状況のうえで、優秀な人材の確保は重要な課題。
- その際、優秀な教員への厚遇などメリハリのある処遇が必要。

地方一般行政職と小・中学校教職員の年齢別給与月額と比較【大卒者のみで補正後】 (平成15年度ベース)



給料+諸手当 (補正後)	22歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	平均月額	平均年齢
一般行政職 a	219,892	245,635	297,577	358,525	417,160	471,364	507,285	535,969	567,788	601,115	442,781	41.6
小・中学校教育職員 b	235,797	264,459	321,270	386,689	427,420	459,799	489,083	516,209	540,846	561,725	451,974	42.7
b/a	107%	108%	108%	108%	103%	98%	96%	96%	95%	93%	102%	

※ 一般行政職及び教育職員はともに大卒者のみに補正。

小・中学校教育職員の給与額(給料+諸手当(補正後))については、平均年齢(大卒者)が教育職員42.7歳、一般行政職41.6歳であることから、それぞれ0.7歳分を減じた額としている。

※ 平成15年度地方公務員給与の実態(平成15年度地方公務員給与実態調査結果より)